

第10次芦屋市交通安全計画（改定）概要版

芦屋市における交通事故の状況

○道路交通事故

平成28年から令和2年までの平均交通事故死者数は0.6人、平均人身事故死傷者数は372人となり、第10次交通安全計画の目標を達成できなかった。

○踏切道における交通事故

平成28年から令和2年までの踏切事故の発生件数は1件であったため、目標を達成できなかった。

計画の基本理念

交通事故のない芦屋をめざして

○人命尊重の理念に基づき、大きな社会的・経済的損失をもたらす交通事故を根絶し、市民すべての願いである「交通事故のない芦屋」をめざす。

人優先の交通安全思想

○自動車と比較して弱い立場にある歩行者や、高齢者、障がいのある人、子ども等の交通弱者の安全を一層確保するため、施策を推進するにあたっては、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

7つの柱－重点施策

(1) 交通弱者対策の充実

- 地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進
- 高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施
- 地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施
- 障がいの程度に応じた交通安全教育の実施
- 通学通園路等における歩行空間の確保
- 「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進
- 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
- 横断歩道合図（アイズ）運動推進

(2) 自転車対策の推進

- 子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進
- 自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進
- 自転車損害賠償責任保険の加入促進
- 自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進
- 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及

(3) 道路交通環境の整備

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 通学通園路などの歩行空間の整備の推進
- 交通安全施設等の整備事業の推進
- 電線類の地中化の推進
- 自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車走行環境整備の推進
- 違法駐車対策の推進
- 災害に備えた道路交通環境の整備

(4) 交通安全思想の普及徹底

- 参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席などにおけるシートベルト着用の推進
- 反射材用品等の普及、利用促進
- 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- 交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進
- 市民の参画・協働の推進

(5) 道路交通秩序の維持

- 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化など
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- 暴走族対策の強化

(6) 救助・救急活動の充実

- 自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）の使用も含めた心肺蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進
- 救急医療体制の整備
- 県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進

(7) データ分析に基づくきめ細かな対策の推進

- データ等を活用した分析の具体化

基本的な考え方

○人優先の交通安全思想の普及・啓発を行うとともに、歩行空間の安全確保等により、交通弱者の安全確保を図る。

○自転車の安全な利用を促進するため、自転車の適正な利用を進める運動を展開するとともに損害賠償責任保険等への加入を促進する。

○地域の実情を踏まえた施策を推進するとともに、学校、家庭、地域等の連携を強化し、市民が交通安全に関する活動に積極的に参加できるようにする。

目標

○令和7年までに年間の交通事故死者数を0人にする。

○令和7年までに年間の交通事故死傷者数を300人以下にする。

○令和7年までに市内の高齢者の交通事故死傷者数（車の同乗者を除く）を15人以下にする。

○令和7年までに市内の子どもの交通事故死傷者数を14人以下にする。

○令和7年までに市内の自転車に関わる事故件数を82件以下にする。

○令和7年度までに市内の自転車損害賠償責任保険加入者割合を100%にする。

対策を進める視点

歩行者等交通弱者の安全確保

○高齢者の安全を確保する観点から、実像を踏まえたきめ細やかな交通安全対策を推進し、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図る。

○子どもの安全を確保する観点から、通学路等における歩行空間の確保を図る。

○障がいのある人の安全を確保する観点から、障がいの程度に応じて、きめ細かい交通安全教育を推進する。

○歩行者の安全を確保する観点から、人優先の考えを普及啓発するとともに、通学通園路、生活道路、幹線道路等における歩行空間の確保を図る。

自転車の安全確保

○自転車利用者への交通安全意識の啓発や発達段階に応じた交通安全教育を行う。

○自転車の安全利用を促進するため、生活道路や幹線道路等において歩行者との共存を図るため、自転車の走行区間を確保する。

○自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として、損害賠償責任保険等の加入を促進する。

生活道路における安全確保

○地域ごとの道路交通事情を踏まえ、生活道路において交通の安全を確保する。

○道路交通実態に応じ、関係機関が連携し、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材を育成する。

基本的な考え方

○踏切事故防止対策を講じることにより、踏切事故のない芦屋をめざす。

目標

○交通安全計画期間の踏切事故件数を0件にする。

対策を進める視点

＜視点＞それぞれの踏切の状況などを勘案した対策
＜柱＞踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

道路交通

踏切道における交通